

千葉県経常建設共同企業体の資格審査要領

平成 7 年 1 1 月 7 日 制定
最終改正令和 6 年 3 月 1 日

千葉県経常建設共同企業体取扱要綱第 11 条に規定する入札参加資格審査に当たっては以下によるものとする。

1 資格審査基準

千葉県経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の入札参加資格審査は、千葉県建設工事等入札参加業者資格審査基準（以下「資格審査基準」という。）により行うものとする。

ただし、資格審査基準第 4 条及び第 5 条に定める付与点数の算出は、2 及び 3 に定めるところにより算出した数値により行うものとする。

2 客観点数の算出方法

客観的事項に対する付与点数は、建設業法第 27 条の 23 第 3 項に基づく平成 20 年国土交通省告示第 85 号及び経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成 20 年 1 月 31 日付け国総建発第 269 号）に準じて各構成員の直近の経営事項審査結果に基づき次のとおり算出するものとする。

- (1) 年間平均完成工事高、自己資本額及び評点の算出にあたっては、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額について、それぞれの和を用いるものとする。
- (2) 経営状況の評点は、各構成員の経営状況の評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入）を用いるものとする。
- (3) 建設業の種類別技術職員の数の評点の算出にあたっては、工事の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値（経営事項審査の審査基準日における技術職員数とする。）のそれぞれの和を用いるものとする。
- (4) その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員のその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入）を用いるものとする。

3 主観点数の算出方法

主観的事項に対する付与点数は、次のとおりとする。

- (1) 工事成績にかかる評価点は、各構成員の工事成績の評価点のうち最高の評価点を用いるものとする。
- (2) 技術者数にかかる評価点は、2 (3) の数値を用いて算出するものとする。
- (3) 安全対策、品質管理、環境対策取得及び障害者雇用状況にかかる評価点は、すべての構成員がそれぞれ加入又は取得等をしている場合に限り算出するものとし、各構成員のそれぞれの評価点の平均値を用いるものとする。
- (4) 優良建設工事表彰、企業連携状況及び担い手確保状況については、各構成員のそれぞれの評価点の平均値を用いるものとする。

4 その他

その他共同企業体の等級別格付けを行うに当たっての必要な事項については県土整備部長が定めることができるものとする。

附 則

- 1 本要領は平成 11 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 本要領は平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 本要領は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本要領は令和 6 年 3 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。